

七十二候抄

五
歳時故實

特別
二 5
2516
4



元日



春を案の始れ月れ始光るねと一人の下百令
 即ち元日の書とあるなりと云ふなり
 聖徳太子と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事
 乃ち始れと云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事
 よりけり一海ありと云ふ事と云ふ事と云ふ事
 一奉と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事
 元日と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事
 杜氏通典云漢高祖十月定秦遂為歲首
 七年長樂宮成制群臣朝賀儀武帝改用
 復正建寅之朔則元日之慶始自高祖

歳時

齒固りといふ事なりし一と膠固の義ありて食
膠牙錫とてその名の膠を食するの事なりしなり
ら樂すと食するもけさるなり又元日と三朝とも
つる事

荆楚歲時記元日食膠牙錫取膠固之義
五雜俎云正月一日謂之三朝師古漢書
注云歲之朝月之朝日之朝故謂之三朝
朝之義猶且也

人の門は松とてその名も松とては松の葉を採りては松葉の玉と
高貴帝との名も松とては松の葉を採りては松葉の玉と
とて刑事やあるは松葉の玉とては松の葉を採りては松葉の玉と

本類とては松とては松の葉を採りては松葉の玉と
丹とては松の葉を採りては松葉の玉と
松葉の玉とては松の葉を採りては松葉の玉と
ひも松葉の玉とては松の葉を採りては松葉の玉と
巨丹の骨固とては松の葉を採りては松葉の玉と
よも松葉の玉とては松の葉を採りては松葉の玉と
ては松の葉を採りては松葉の玉と
の枝を採りては松の葉を採りては松葉の玉と
ちり物

錦練万花谷云董勛答問歲首祝折松枝
男七女二以為藥飲

五雜俎云、牛女之夏始於齊諧成武下之
妄言成於博物志乘槎之浪說千載之下
婦人女子傳為口實文人墨士乃習為常
語使天下列宿橫披汚穢不亦可恠之甚
耶
鑑湖夜談記云、下土無知愚民好誕妄傳
秋夕之期指作牽牛之配致令清潔之操
受此汚辱名

乞巧奠

七夕乞巧の事の事ハ夏文類聚よこよみ
るもやまゝハ瓜菜湯を調へて庭に下玉盃のじ

にまこの糸をひくことすのふ二年の月一は計と
何の月のまゝの何れに端ともの瓜菜をとりよ女
の二月宵のつらね始めて針おまの糸をおそ月よ
るくまゝをすしあるもの乃をひりてとゆふ
て物よひりてとまゝと乃首とある又まゝを
あ揚まゝを七月七の朝お盆をてゆふの日に
時お女のさきり瓜菜湯をとりて庭にひりて
まゝをすしとまゝのふと二やよりの矢のりてある
物味をとりてりる等の中に入るといふは
いゝまゝを物味の糸をよりのとけとまゝを
天竺遺一夏云、官中以錦結成樓殿高百尺

上_ニ可_ニ以_テ勝_ラ數_十人_ヲ陳_ス以_レ凡_レ果_酒爰_ニ設_シ坐_具
 以_レ祀_ル牛_女二_星嬪_妃各_執九_孔針_五色_線
 向_テ月_穿之_透者_為得_レ巧_之候_動清_商之_曲
 宴_樂達_且士_民之_家皆_効之_之
 錦_練万_花谷_云郭_翰少_有清_標乘_月臥_庭
 中_視空_中有_人冉_々而_下乃_一少_女明_艷
 絕_代曰_吾天_之織_女也_上帝_賜命_遊人_間
 願_乞神_契乃_外堂_供枕_欲曉_辭去_後夜_復
 未_翰戲_之曰_率牛_即何_在那_敢獨_行對_曰
 陰_陽變_化開_渠何_至七_夕忽_不來_數夜_方
 至_翰問_云相_見樂_年笑_曰天_上那_比个

間_問曰_卿未_何遲_曰人_中五_日彼_一夕_爾
 忽_一夜_悽側_流淚_曰帝_命有_期便_當永_訣
 以_七宝_枕留_贈而_去

十五日

りを盡業盡業との月の連の舟遊覧の中は生々食
 以てはし時佛の業業と作の七月十日夕小の百味
 菓とてさるる中に入十の位を修業とて後舟遊覧の
 ぬれぬる食の月の連佛のりてりくをてを子
 若須るるその西業盡の修業とてさるるをてを子
 坊世西業盡をさるる西業盡の修業とてさるるをて
 懸板とて懸板とて懸板とて懸板とて懸板とて懸板とて

連ちの如き事の本のこも何んか用命をたてまつるは
先人の考後をりつるのひみちのてこと燈其子孫のものの
冠服をまうは信長も食物をつく杯もあひのりかしくを
てひきしく揖儀として具神をみらむと家に入て
まのりて又ゆつりて具神をみらむと家に入て
ゆつりて又ゆつりて具神をみらむと家に入て
ゆつりて又ゆつりて具神をみらむと家に入て
ゆつりて又ゆつりて具神をみらむと家に入て
ゆつりて又ゆつりて具神をみらむと家に入て
ゆつりて又ゆつりて具神をみらむと家に入て
ゆつりて又ゆつりて具神をみらむと家に入て
ゆつりて又ゆつりて具神をみらむと家に入て
ゆつりて又ゆつりて具神をみらむと家に入て

五雜俎云、閩人最重中元節、家々設楮陌
冥衣、具列先人號位、祭而燎之。又清晨陳

設甚嚴、子孫具冠服出門、望空揖讓、罄折
導神以入、祭畢復送之出。雖云孝思之誠、
然亦近於戲矣。

夢華錄云、東京中元、賣冥器、綠衣以竹斫
三脚、如燈窩狀、亦謂之盂蘭盆、掛冥錢衣
服在上焚之。

廣義云、徽郡中元、日薦新炊、凡菓以祀
先祖、集族衆宴聚而散、夜置具度亡、放水
燈。

文公家禮云、節祠如重午、中元、重陽之類、
俗節則薦以時食、凡鄉俗所尚者。

房母の極景よひつゝ九月九日母の家は其の
まじりしそはあまうて^{アキキツク}神業とわの業業とて背り
けりしやまのけり業業のゆとゆとびりしは
せんといひし極景をなごりしは海の家といふ
よのけり言よるくつゝあひつゝ難大志と暴死
とそらりしと極景とて終つては日も花とゆへ入
くゆとゆとてあまうてつゝつゝつゝつゝつゝつゝ
つゝつゝつゝつゝつゝつゝつゝつゝつゝつゝつゝつゝ
齊諧記汝南桓景随費長房遊長房謂景
曰九月九日汝家當有災急令家人縫絳
囊盛茱萸繫臂上登高飲茱萸酒此禍乃

消景從其言舉家登山夕還見雞犬一時
暴死長房曰代之矣今人九日登高始此
白眉云漢武帝官人於九月九日皆飲茱
萸菊花酒令人長壽

十三卷の月

今卷の月と歎くはるるまあてもたつ所のけりけり
ゆつとみよりのるるのゆきよとらとてまきす
わのつとをあるはつとつとつとつとつとつとつと
若何と渡り十三卷の月と歎くはるるのけりけり
あつとつとつとつとつとつとつとつとつとつと

都の子

行刑引釋氏智論天帝釈以木室鏡照四
大神列每月一移察人善惡正五九月照
南贍部列故于此三月省刑修善隋唐以
来事佛甚謹著在法律遇此三月則禁刑
断屠

